

## 第4回道路占用料制度に関する調査検討会 議事概要

日 時： 平成19年2月20日（火）10：00～

出席者： 山内弘隆委員長、内海正彰委員、新藤延昭委員、月山将委員、  
林部史明委員、松尾弘委員、望月正善委員（代理）

代理出席の委員は（代理）と表記

道路占用料制度に関する検討課題について、前回に引き続き個別に検討を行った。各課題における検討概要は以下のとおり。

### ○政策的な占用料についての各委員からの意見は以下のとおり。

- ・ 占用料制度の中に政策目的を盛り込もうとした場合、今まで行ってきた減額措置などの政策的な意思決定との関係が問題になる。
- ・ 検討に当たり、一般論としての考える視点は、政策目的がどの程度社会的な承認や支持が得られるかという公益性の内容と、政策誘導の場合の合理的な代替措置としてある程度のコストで代替措置をとることが可能かどうかという点である。これらをクリアしないと、政策目的といえども説明が困難になるのではないか。

議論の結果、検討案に沿って報告書していくこととされた。

### ○激変緩和措置についての各委員からの意見は以下のとおり。

- ・ 次回の改定まで、旧区分をそのまま適用しておくといった方法も考え得るが、その場合には、次回の改定時に占用料額が激変してしまう。
- ・ 占用料の改定時期と照らし合わせたときに、激変緩和措置として、前年度の1.1倍にするのか、もう少し移行期間は短い方が良いのか、検討が必要ではないか。
- ・ 所在地区分の変更に伴うものだけでなく、使用料率の見直しに伴う増額がある定率物件に対する激変緩和措置についても、上昇幅によっては考える必要があるのではないか。

これらの意見を踏まえた報告書とすることとされた。

### ○有料道路における占用に係る公租公課についての各委員からの意見は以下のとおり。

- ・ 法令上の根拠によらないものを徴収することは難しいので、占用料制度の中に組み込むことが妥当ではないか。
- ・ 市町村側の課税標準の設定の仕方によって、実際の公租公課の額はかなり異なることから、どのような形で占用料制度に組み込むのかは、このような実態も踏まえて検討していく必要がある。

- ・通常、道路には公租公課が課されないので、占用料の算定には、公租公課に相当する額の負担を考慮しないと整理する方が制度上は明快ではないか。
- ・道路占用料制度は、道路という土地の性格や占用権の特性などに着目して考えられるべきで、有料道路だけにおける問題を占用料の制度上措置することは、制度設計上無理があるのではないか。

議論の結果、報告書においては、有料道路における制度上の措置とすることが適当ではないかとされた。

○占用料の改定時期及び道路法第39条第2項但書の政令制定については、検討案に沿って報告書としていくこととされた。

○事務局より、道路占用料制度に関する調査検討会報告書骨子案について説明。各委員からの意見は以下のとおり。

- ・使用料率の設定に際して、道路占用と月極駐車場では、例えば原状回復義務や貸主側の費用負担の程度に違いがあるなど権利特性に差があるのでないか。
- ・道路占用は、実態論としてみれば長期間であり、定期借地権についても勘案できないか。
- ・使用料率設定の際には、公租公課除きの率を考えた上で、そこから占用の権利特性を勘案すべきではないか。
- ・どういう数字を参考とし、どういう議論をしたのかといった検討のプロセスも反映したような報告書にした方が、次回の検討のためにもよいのではないか。
- ・上空の場合の修正率2／3については、地下との差は当然あると思うが、もう少し勘案する余地はないか。
- ・今回の占用料改定が自治体等に展開されるときに、道路価格が著しく高いところに、直轄国道と同じような使用料率が一律に当てはめられた場合、非常に高い水準の占用料額が設定されてしまうので、その辺りの運用上の配慮が必要ではないか。

次回は、これらの意見を踏まえた報告書を取りまとめていくこととされた。